

世帯全員が住民税非課税の方へ

介護保険サービス利用時の 負担軽減・助成制度の活用を

現在、負担軽減・助成を受けている方の認定期間は7月31日(月)までです。更新申請書を6月6日に発送しましたので、お早めに更新申請をしてください(介護保険通所系サービス利用時の食費助成(下記)は更新申請不要)。新たに対象となる方は、お問い合わせください。申請書類をお送りします。住民税非課税は、令和4年中の所得で判定します。

問合せ 介護保険課給付係(本庁舎2階) ☎(5273)4176・FAX(3209)6010

介護保険施設の居住費(滞在費)・食費の負担軽減

住民税非課税世帯(別世帯の配偶者を含む)で、下表の要件に該当する方を対象に、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設での入所と短期入所(ショートステイ)利用時の居住費(滞在費)・食費の負担額を軽減します。

区分	所得要件	資産要件 (預貯金等)	居住費(滞在費)				食費	
			ユニット 型個室	ユニット 型個室の 多床室	従来型 個室	多床室	施設サ ービス	短期入所 サービス
第1 段階	生活保護を受けている方		820円	490円	320円 (490円)	0円	300円	300円
	本人が 老齢福祉年金受給者	【単身】 1,000万円以下 【夫婦】 2,000万円以下						
第2 段階	本人の課税年金収入金額と非課税年金(※1)収入金額とその他の合計所得金額(※2)の合計が80万円以下の方		820円	490円	420円 (490円)	370円	390円	600円
	本人の課税年金収入金額と非課税年金(※1)収入金額とその他の合計所得金額(※2)の合計が80万円超120万円以下の方	【単身】 650万円以下 【夫婦】 1,650万円以下						
第3 段階 ①	本人の課税年金収入金額と非課税年金(※1)収入金額とその他の合計所得金額(※2)の合計が80万円超120万円以下の方		1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	650円	1,000円
	本人の課税年金収入金額と非課税年金(※1)収入金額とその他の合計所得金額(※2)の合計が120万円超の方	【単身】 550万円以下 【夫婦】 1,550万円以下						
第3 段階 ②	本人の課税年金収入金額と非課税年金(※1)収入金額とその他の合計所得金額(※2)の合計が120万円超の方		1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	1,360円	1,300円

※()内の金額は、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設・短期入所療養介護の場合です。
※ 地域密着型介護老人福祉施設も対象になります。
※ 第2号被保険者は、資産要件が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。
※1 非課税年金とは、遺族年金、障害年金です(寡婦年金・かん夫年金・母子年金・準母子年金・遺児年金を含む)。
※2 その他の合計所得金額とは、合計所得金額から年金に係る雑所得を控除した額をいいます。

介護保険通所系サービス利用時の食費助成

住民税非課税世帯の方、生活保護を受けている方は、サービス利用時の食費を1日に付き200円助成します(更新は申請不要。7月下旬に決定通知書を発送)。対象の通所系サービス事業所は、区に助成制度の実施を届け出た区内の事業所です。

対象サービス ▶通所介護(地域密着型を含む)、▶通所介護相当サービス、▶通所リハビリテーション、▶認知症対応型通所介護、▶小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護の通いサービス
※上記と同様の「介護予防」サービスも対象です。

介護保険サービス利用時の負担軽減

介護保険サービスの利用者負担額の支払いが困難な方の、次の対象サービスの利用料や居住費(滞在費)・食費の利用者負担額を25%(生活保護を受けている方は個室の居住費(滞在費)を100%)軽減します。

この軽減は、東京都と新宿区に軽減事業を行うことを届け出た社会福祉法人と事業者が提供するサービスを利用した場合にのみ受けられます。

対象となるサービスは、お問い合わせください。

対象 生活保護を受けている方と、次の全てに該当する方、▶利用者本人を含む世帯全員が住民税非課税、▶世帯の年間収入が基準収入額(★1)以下、▶世帯の預貯金等が基準貯蓄額(★2)以下、▶世帯で自宅以外に土地・家屋等を所有していない、▶負担能力のある親族等に扶養されていない、▶申請時に介護保険料を滞納していない、▶被保険者証に「給付額の減額」等の記載がされていない

★1 基準収入額…世帯員が1人の場合は150万円。以降、1人増えるごとに50万円を加算(収入には仕送りや課税対象とならない遺族年金・障害年金・手当等を含む)

★2 基準貯蓄額…世帯員が1人の場合は350万円。以降、1人増えるごとに100万円を加算(預貯金等には有価証券・債権等を含む)

住宅・まちづくり



分譲向けマンション管理セミナー



●管理会社から三下り半を突き付けられる前に注意すること、やるべきこと
日時 7月10日(月)午後6時20分～8時
会場 四谷区民ホール(内藤町87)
対象 区内分譲マンションの管理組合役員・区分所有者・居住者ほか、100名
申込み 6月20日(火)～30日(金)に電話かファックス(6面記入例のとおり記入)または直接、問合せ先へ。先着順。新宿区ホームページからも申し込みます。
問合せ 住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎(5273)3567

福祉



認知症に関する相談・学習会・講座



●認知症介護者相談
日時 7月3日(月)午後2時～4時
会場 区役所第1分庁舎2階区民相談室
対象 認知症の方の介護者等で心や体に悩みを抱えている方、3名
申込み 6月19日(月)から電話で問合せ先へ。先着順。

問合せ 高齢者支援課高齢者相談第一係(本庁舎2階) ☎(5273)4593

●認知症・もの忘れ相談

日時・会場 ▶①7月12日(水)…落合保健センター(下落合4-6-7)、▶②7月20日(木)…戸塚高齢者総合相談センター(高田馬場1-17-20、区社会福祉協議会1階)、▶③7月27日(木)…四谷高齢者総合相談センター(四谷三栄町10-16、四谷保健センター等複合施設4階)、いずれも午後2時30分～4時
対象 区内在住でももの忘れが心配な方、各日4名
申込み 6月19日(月)から電話で問合せ先へ。先着順。

問合せ ▶①落合第一 ☎(3953)4080、▶②戸塚 ☎(3203)3143、▶③四谷 ☎(5367)6770の各高齢者総合相談センター

●認知症介護者家族会(学習会)
日時 7月19日(水)午前10時30分～12時
会場 西新宿シニア活動館(西新宿4-8-35)
対象 区内在住で認知症の方を介護しているご家族ほか

内容 講座「認知症の方の排泄」
申込み 電話かファックス(6面記入例のとおり記入)で問合せ先へ。
問合せ 高齢者支援課高齢者相談第二係(本庁舎2階) ☎(5273)4594・FAX(5272)0352

●認知症サポーター養成講座

日時・会場 ▶①7月14日(金)…戸山シニア活動館(戸山2-27-2)、▶②7月19日(水)…西新宿シニア活動館、いずれも午後2時～3時30分

対象 区内在住・在勤・在学の方、各日20名
申込み 6月19日(月)から電話かファックス(6面記入例のとおり記入)で問合せ先へ。先着順。

問合せ ▶①若松町 ☎(5292)0710・FAX(5292)0716、▶②角筈 ☎(5309)2136・FAX(5309)2137の各高齢者総合相談センター

介護者講座



●お薬との上手な付き合い方

日時 7月11日(火)午後1時30分～3時
申込み 6月17日(土)から電話かファックス(6面記入例のとおり記入)で問合せ先へ。先着20名。

会場・問合せ 戸塚高齢者総合相談センター(高田馬場1-17-20、区社会福祉協議会1階) ☎(3203)3143・FAX(3203)1550

新宿いきいき体操講習会



持ち物等は、郵送でお知らせします。
日時 7月14日(金)午後2時～4時
会場 中落合地域交流館(中落合2-7-24)
対象 区内在住・在勤の方、9名
申込み 6月19日(月)～7月6日(木)に電話

かファックス(6面記入例のとおり記入)で問合せ先へ。先着順。

問合せ 地域包括ケア推進課介護予防係(本庁舎2階) ☎(5273)4568・FAX(6205)5083

おてがる体力確認会



持ち物等は、郵送でお知らせします。
日時 7月21日(金)▶第一部…午後1時30分～2時45分、▶第二部…午後3時15分～4時30分

会場 信濃町シニア活動館(信濃町20)
対象 区内在住の65歳以上で医師から運動を禁止されていない方、各部12名
内容 運動能力測定、介護予防体操ほか
申込み 6月19日(月)～7月13日(木)に電話で問合せ先へ。先着の方を優先に、各部希望時間は振り分け時の参考とします。
問合せ 地域包括ケア推進課介護予防係(本庁舎2階) ☎(5273)4568

子育てパンフレット「すくすく新宿っ子」の配布

子育てを支援する区の相談窓口などをご案内しています。担当の民生委員・児童委員、主任児童委員が、令和4年5月1日～5年4月30日生まれのお子さんがある家庭を訪問して配布しています。
主催 新宿区民生委員・児童委員協議会
問合せ 地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273)4080・FAX(3209)9948